

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

中小企業の革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

平成29年度補正予算案:1,000億円（平成28年度補正:763億円）

1. 対象事業者

中小企業・小規模事業者（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です）

2. 補助額、補助率

	上限額※1	補助率
企業間データ活用型	1000万円/者※2	2 / 3
一般型	1000万円	1 / 2 ※3
小規模型	500万円	小規模事業者 2 / 3 その他事業者 1 / 2

※1 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

※2 複数の中小企業者が連携し、事業者間でデータ・情報を活用し、連携体として新たな付加価値の創造や生産性向上に取り組む事業を支援します。連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能です。

※3 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3. 申請方法、今後の予定

事務局が決まり次第、事務局ホームページ、中小企業庁ホームページに掲載予定です。

※ 固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者について、その点も加味した優先採択を行います。

【お問い合わせ先】

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
03-3501-1816

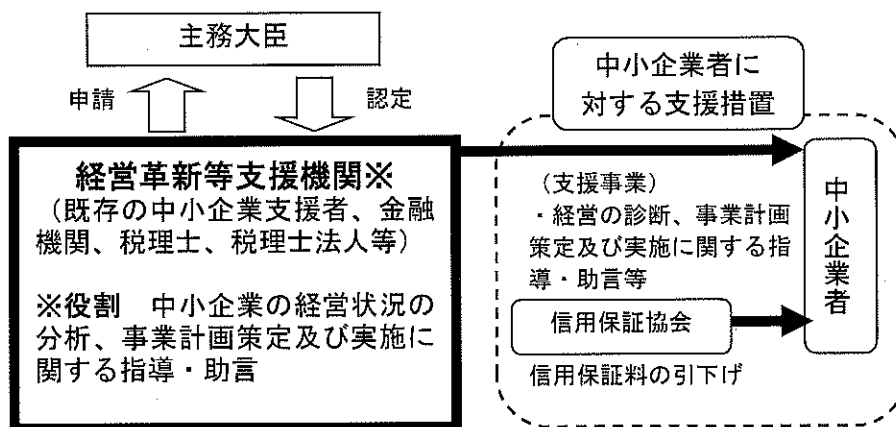
経営革新等認定支援機関について

目的

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

役割

経営革新等支援機関（認定支援機関）は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されており、中小企業に対して、経営分析や補助金等の事業計画策定等の支援を行います。



※ 経営革新等支援機関の認定状況 (平成 29 年 12 月 22 日現在)

	認定数
全国	27,460 機関
千葉県	691 機関